

教育研究内容

プログラム名	教 員 名		教 育 研 究 内 容
シ ビ ル ・ ガ バ ナ ン ス	教 授	◎門田 孝	人権の基礎理論、および人権の国際的保障。日本国憲法のもとで生じてくる人権をめぐる様々な問題に対処するための解釈論とその背後にある理論について、比較的観点も交えながら考察している。とりわけ外国人の権利保障との関連で、参政権や在留権に関する問題を検討。また、人権の国際的保障のあり方を探るため、国際人権条約の国内的实施の問題、および欧州人権条約をめぐる諸問題を検討している。
	教 授	西村 裕三	憲法の解釈・運用をめぐる多様な問題について、アメリカ法との比較の視点から研究している。特に、アメリカ法に先進性が認められる分野として、人種差別や性差別などの社会的差別とその法的救済のあり方、高度情報化社会の進展に伴う新しい人権問題などについて、研究を進めている。
	教 授	横山 信二	〔教育面〕行政法の諸理論について演習問題を検討しながら研究する。行政過程論、行政行為論など今日の行政法を支えている理論を今日の観点から見直し、その意義を考えたい。その際、抽象的な理論を研究対象とするのではなく、具体的な事案や問いかけを考察しながら、それらの事案に関する行政法の理論の意義やその今日の課題を見出していきたい。 〔研究面〕行政事件を司法裁判所が裁判する意義について比較法研究している。
	教 授	松生 建	授業においては、現代社会において刑法が果たすべき任務・機能との関連を絶えず念頭に置きながら、最近の刑法理論や判例の動向の検討を行う。研究面では、刑法の哲学的基礎、とりわけヘーゲルの刑法理論と、刑法における危険概念をテーマとしている。
	教 授	横藤田 誠	憲法を土台に、アメリカ法との比較の視点を踏まえながら、医療・社会保障の法的諸問題を考察する研究に従事している。具体的には、精神医療の憲法的統制、社会保障の憲法的統制、障害者・高齢者・ホームレス等、法的・社会的・経済的に不利な立場にある人々の人権保障のあり方を主要なテーマとしている。関連して、人権の基礎理論にも関心をもっている。授業では、受講生の問題関心を踏まえて、上記の範囲内で選択したテーマについて日米比較法的な分析を行う。
	教 授	江頭 大蔵	①現代日本社会における家族システム及び宗教システムの相互関連と変動メカニズムの分析。その他の趨勢的トレンドの客観的認識の方法（統計データの分析を通じた変動趨勢の解析）、変動の背景と主要因の理解、解決すべき課題の所在などを検討する。 ②デュルケム／デュルケム学派の社会学説の研究。とりわけ機能論的方法と歴史的方法の相互浸透と乖離の経過の解明。自殺の社会学的原因類型の再構築。
	教 授	牧野 雅彦	政治・行政過程において生ずる様々の倫理的諸問題に対処する基本的視座を明らかにする。まず①政治と道徳その他の諸文化領域との原理的關係を検討することを通じて「政治」という営みのもつ特質を明らかにする。②次に、私的利益を調整して公的利益を創出する政治過程そのものの中で生ずる倫理的問題を検討する。とりわけ、「政治腐敗」とその諸原因を検討することを通じて政治倫理のあり方を検討する。③さらに、政治という営みに内在する倫理的原則がありうるのか、あるとすればいかなるものであるかを検討する。
	教 授	森邊 成一	〔教育面〕①公共政策の作成・決定・執行・評価など、「政策過程論」をめぐる日本および欧米の理論的動向を検討する。②近代・現代日本政治史について、比較的最近の内外の研究書を検討する。③地方自治や農業政策の歴史と政策過程について重要と思われる研究書を読む。なお、参加希望者の関心や研究テーマについても、あらかじめ相談があれば、配慮する。 〔研究面〕①近代・現代の日本政治史、②農業政策の政策過程に関する研究、③地方自治の歴史と比較研究を、主たる研究テーマとしている。
	教 授	川崎 信文	〔教育面〕NPM革命という言葉に象徴されるように、先進国の自治体は、現在巨大な変革の時期にある。しかし、その過程はクロス・ナショナルな比較の上でも、また日本国内でも決して一様ではない。この授業では、自治の観念、自治体組織、政策体系と活動の規模、政治（政党・議会）と行政の關係、ボランティアやNPOといった民間団体との連携実態を実証的・理論的に検討することを課題とする。 〔研究面〕本来の研究領域は、フランスの国家行政及び地方自治行政であるが、そこから広域行政（リージョナリズム・道州制）の国際比較を行っている。日本国内では、地域開発政策及び財政調整制度に見られるような、「地域格差是正」政策を、理論、倫理及び歴史という諸側面から検討したいと考えている。
	教 授	◎神野 礼斉	民法典第4編「親族」及び同第5編「相続」を中心に、家族法の内容についての体系的理解を習得する。実際の事件や法改正の動向を通じて現代における家族と法との関わりについて認識を深めながら、生殖補助医療による親子關係、高齢社会における扶養・後見、児童虐待や夫婦間暴力（DV）における被害者救済、夫婦別姓制度の導入等の今日的課題への展開を図る。
	准教授	鈴木 玉緒	家族問題、または家族の「機能障害」を体現する社会的諸現象の理解、その歴史的・構造的把握を目指している。授業では「児童虐待」「少年の非行」「高齢者虐待」などのテーマを家族集団との関わりにおいて考察し、関連文献を読み込み、討論を行いながら認識を深める。
准教授	浅利 宙	教育面では、社会政策と社会資源の動向、現状、課題について、主に家庭生活や地域生活で生じる諸問題や紛争現象との関わりを中心に、社会学・法社会学的な観点から検討していく。研究面では、家族支援に携わる社会資源の実態調査、高齢者や児童の家族形態・家族との関係性の動向整理、家族社会学の諸学説における家族規範の位置づけの検討などを主なテーマとしている。	

(注) ◎印については、指導教員として志願することができません。

プログラム名	教 員 名		教 育 研 究 内 容
コーポレート・ガバナンス	教授	鳥谷部 茂	民法の財産法全般を教育研究の対象とする。具体的には、金融担保法に関するバブル経済後の不動産担保、担保法改正、非典型担保、資産の流動化・一括支払システムなどの新たな資金調達方法、さらには、不動産法に関する不動産物権変動論、不動産登記法、境界紛争問題、欠陥住宅問題、ドイツ法、日中韓比較法などを研究する予定である。
	教授	堀田 親臣	民法でも財産法の領域を教育研究の対象とする。具体的には、不動産を中心とした所有・利用関係をめぐる問題、それが担保に供されたときの法律関係、侵害者に対する救済手段等の問題を取り扱う。これまでの研究では主として所有権に基づく物権的請求権を取り扱ってきたが、最近では、担保権の侵害とその救済、自然災害と被災者の私法的救済等にも関心を持って研究を行っている。
	教授	相澤 吉晴	教育内容としては、国境を越える財産取引をめぐる法規制のシステムについて取り上げる。涉外取引に関する法規制として、取引当事者の権利・義務関係を直接的に規制する実質法的規制と、当該取引と最も密接な関係を有する国の法を選択することによって権利・義務関係を間接的に規制する抵触法的規制との二通りの法規制を対象とする。従来の研究として、前者に分類されるものに、「国際取引における銀行保証状」、後者に分類されるものに、「国際不正競争法」、「欧州における国際保険契約法」などがある。
	教授	松原 正至	総論的課題として、公開会社と非公開会社のそれぞれについて、現行の会社法制の保護法益と実務上のニーズのズレを検討し、立法のあり方について研究する。また、各論的課題として、ベンチャー・ビジネスをはじめとした様々なビジネスプランに沿った起業・経営のあり方について法政策の側面から検討する。
	教授	◎田邊 誠	民事紛争の解決方法に関する研究。民事訴訟法の判決手続全般に関する研究のほか、仲裁などのADR（裁判外の紛争解決）、法曹倫理などについても関心を持ち、教育および研究の対象としている。
	教授	三井 正信	現在は社会経済の大きな構造変動の時期にあたっており、雇用社会も大きく変貌しようとしている。そこで、雇用社会の基本ルールである労働法システムを21世紀の新たな雇用社会に適合するようにリニューアルし再構築することが重要課題となるが、本講義では視野を広くとり多方面からかかる課題に取り組み分析・研究することを目的とする。
	教授	◎秋野 成人	アメリカ合衆国におけるデュー・プロセス条項に基づく「漠然性のゆえに無効の理論」や「厳格解釈の原則」などの判例理論の分析・検討、および「公正な告知」概念による罪刑法定原則の理論的再構成が柱となる研究テーマ。大学院では、経済犯罪に対する刑事規制の在り方について、最近の過剰犯罪化現象を含めて、刑法の原則に照らしつつ検討してみたい。
	准教授	岡田 昌浩	会社、とりわけ大規模会社の業務執行の適正性確保のための諸方策につき研究している。具体的には、監査役制度、取締役の責任に関する制度、内部統制システムに関する法制度などにつき検討している。
	准教授	宮永 文雄	民事訴訟法をはじめとした紛争処理全般を教育研究の対象としているが、その中心はADRである。近年は、紛争処理の観点からリーガル・カウンセリングの制度構築について、とりわけ多重債務者救済のための相談体制について研究している。
	准教授	手塚 貴大	税務行政法を参考にして、行政作用における効率化と正義との相克の解消に関する法理論を研究している。その他にも、経済活性化を視野に入れた法人税改革を研究している。その際、特に、法律学の視点のみならず経済学をはじめとする隣接諸科学の成果を取り入れるようにしている。その他にも一般的に政策立案に関する法理論(立法学、法政策学)の構築も試みている。
准教授	山口 幹雄	民法の財産法と呼ばれる領域を教育研究の対象とする。具体的には、民法が規定する債権発生原因(契約、事務管理、不当利得及び不法行為)、とりわけ契約に関する法的規律を教育研究の対象としており、比較法的考察や法の経済分析等をも踏まえた契約法の基礎理論等に関する研究を行っている。	

(注) ◎印については、指導教員として志願することができません。

プログラム名	教 員 名		教 育 研 究 内 容
グ ロ ー バ ル ・ ガ バ ナ ン ス	教 授	西 谷 元	国際機構法政策・・国際機構の中でも特に、国連の紛争の平和的解決・集団的安全保障に関わる問題を扱う。国連は、様々な分野において活動しているが、その中でも国連の機関が、主として国家間においておこる紛争をどのように解決していこうとしているのかを中心に検討する。仲裁裁判及び司法裁判所による私法的解決などの平和的手段とともに、国連また地域的な機関による集団的安全保障を検討する。 国際通商法政策・・WTOの基本的原則と構成とともに、関税、非関税措置、紛争処理手続などの国際通商にかかわる諸問題を扱う。非関税措置としては特にGATT及び各種協定に基づく、セーフガード、アンチダンピング関税の問題を中心とする。また、地域的な経済統合の例として欧州共同体をとりあげる。
	教 授	吉 中 信 人	刑事政策学全般、特に犯罪者処遇論について教育・研究を行ってきたが、近年は犯罪学、国際刑法および刑事訴訟法に加え、被害者学、犯罪予防論、更にはパルマラット事件後のイタリアを中心とした企業刑法をめぐる諸問題についても取り組んでいる。方法論は、比較法的視点を重視しており、国内の文献はもとより、英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語等の文献を考究する。英語とフランス語を中心としたこれら外国語による法学教育の研究にも取り組んでおり、授業では、外国語によるディスカッションも活用する。研究領域は犯罪者の社会内処遇および比較少年司法制度で、英独仏諸国の少年法制度を、とりわけ保護観察形態論の角度から研究してきたが、最近ではパレンス・パトリエ思想の源流を辿りながら、歴史的考察方法にも興味をもって取り組んでいる。
	教 授	寺 本 康 俊	「外交」について多角的に分析、考察する。「外交」を、日本外交史と現代の日本外交政策の両面から検討、分析する。具体的な内容は、(1) 明治・大正・昭和の戦前・戦中期と昭和の戦後期から現代までの日本の外交政策と中国、韓国、米国などの国際関係、(2) 現代の中国や朝鮮半島を舞台にした日本や米国の外交政策と東アジアの国際関係を分析、検討する。
	教 授	吉 田 修	〔教育面〕 発展途上諸国が国際秩序の構築に關する政治的条件的探求をテーマとして、関連文献を講読するという形を基本に、研究報告もまじえながら授業を行う。 〔研究面〕 南アジア諸国、特にインドとパキスタンの対外関係をより広い国際政治の文脈に置いて、その外交及び内政を考察することを通じて、発展途上国が国際政治構造の構築にどの程度効果的に關与しうるか、という問題を研究している。
	教 授	山 田 園 子	政治、社会秩序の構築に必要な理論的・思想的根拠を、第一に歴史的、第二に国際的な視野から考察する。歴史的視野からの研究としては、古典文書の講読と歴史的な文脈の検討を重視し、国際的視野からの研究としては、ある思想や理論の持つ、時間と国境を越えたところに成立する位相の変化の読みとりを重視する。制度や秩序を構築する思想や精神のあり方、時間や国境を越えるその内容の変容等に関心を持つ受講生を歓迎する。
	教 授	吉 原 達 也	紛争解決をめぐる西欧的観点を理解することが日本人の国際化、とりわけ国際交流・国際ビジネスにとって必要であるという観点から、「法秩序」形成を紛争解決の場における活動、スピーチとの関連で捉えるための基礎的視点を修得させる。主として、ギリシア・ローマ以来の様々な紛争事例を具体的に取り上げながら、「説得」による法秩序形成をめぐる彼我の概念の違いを講じる。 現在の研究テーマ：「古代ギリシア・ローマにおける法学と弁論術に関する法制史的総合研究」(共同研究)のほか、日本民法典と西欧的伝統に関する比較法的研究
	教 授	中 坂 恵 美 子	〔教育内容〕 この授業では、①人権保護のための国際法のシステム、すなわち、人権諸条約や人権委員会等、国連の枠組みによる人権保障の体制、地域的な人権保障体制の問題、②移民、あるいは経済的な統合による労働者やサービス供給者という資格での人の移動の問題、③難民、避難民といった、政治的理由による人の国際的移動、その他環境の変化などに伴って余儀なくされる人の移動等に関して取り扱う。 〔研究内容〕 主として、ヨーロッパ統合における人の自由移動および人権問題に関して、第三国からの移民、難民問題を含めて研究している。また、他の地域的な経済統合およびWTOにおけるサービスの供給者としての人の移動の比較、グローバリゼーションと人権および労働基準の問題、環境問題と人の移動の問題等についても研究をしている。
	准教授	鈴 木 一 敏	授業では、経済のグローバル化と国家、国際関係と国内政治の関わり、経済交渉における国家と利益集団の役割、国家や組織のメカニズムなど、特に国家間の経済関係の政治的な側面に関する文献を批判的に読み、その内容と関連テーマについて議論する。担当者は、貿易自由化交渉、通商摩擦、複数争点交渉と国内利益集団の対立といったテーマに関心を持ち、実証的な研究を行っている。また、マルチエージェント・シミュレーションを用いて、個々の国家の行動パターンが相互作用を経てどのような秩序を形成するかを検証するタイプの研究にも取り組んでいる。
	准教授	永 山 博 之	授業担当者の研究関心は主として、ナショナリズムの理論的分析と安全保障問題、東アジア地域における国際関係に関する諸問題にある。授業ではこの問題を関連付けて扱えるようなトピックを選び、ケースを詳細に検討することを通じて、問題の構造的把握と政策的選択肢の評価について議論する。とりあげるケースは、例えば、日中間の安全保障をめぐる摩擦、日米同盟関係とその国内的調整、北朝鮮の体制と核危機、及び日本や中国、韓国の草のナショナリズムと対近隣諸国関係である。